

令和6年度集団指導

運営指導等における指摘事項等について

宮崎県福祉保健部指導監査・援護課

動画の内容

1 運営指導（旧実地指導）について

2 令和5年度実施状況

3 指摘事項に係る個別テーマ

4 最後に

運営指導（旧実地指導）について

1 運営指導とは

障害者総合支援法や児童福祉法に基づいて、各サービスの質の確保及び給付費の適正化を図ることを目的に実施します。

2 運営指導での確認事項

各事業所における人員・設備・運営の状況や、基本報酬・各種加算の請求状況が、法令や基準等に沿って適切に行われているかを書類で確認したり、聞き取りを行います。

その結果、人員、設備、運営が所定の要件を満たしていなかったり、要件を満たさない給付費の請求が行われていた場合は、指摘を行い、改善の措置を講ずることや給付費の返還を指導します。

なお、著しい運営基準違反や著しく不正な請求と認められる場合は監査に移行します。

令和5年度実施状況

【指定障害福祉サービス事業所等】
実施事業所（サービス）数 178
文書指摘件数 443件

運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意	106件
契約支給料量の報告等	4件
サービスの提供の記録	3件
利用者負担額等の受領	2件
給付費等の額に係る通知等	26件
計画の作成（書類の交付）	45件
工賃の支払・賃金	4件
社会生活上の便宜の供与等	2件
運営規程	57件
勤務体制の確保等	59件
非常災害対策	12件
掲示	5件
秘密保持等	4件
情報提供等（広告）	3件
苦情解決	2件
会計の区分	20件
身体拘束等の禁止	7件
虐待の禁止	21件

人員に関する基準

従業員の員数	3件
サービス提供責任者	1件

変更の届出等

変更の届出等	6件
--------	----

給付費の算定及び取扱い

サービス費・給付費	3件
各種加算	25件

その他

虐待防止・権利擁護研修	21件
預かり金の管理	2件

令和5年度実施状況

【指定障がい児通所支援事業所等】

運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意	51件
サービスの提供の記録	5件
利用定員	3件
利用者負担額等の受領	1件
給付費等の額に係る通知等	8件
計画の作成（書類の交付）	33件
健康管理	1件
運営規程	44件
勤務体制の確保等	19件
定員の遵守	5件
非常災害対策	4件
情報提供等（広告）	4件
会計の区分	9件
身体拘束等の禁止	2件
虐待の禁止	2件

実施事業所（サービス）数 76
文書指摘件数 223件

人員に関する基準

従業員の員数 5件
児童発達支援管理責任者 1件

変更の届出等

変更の届出等 4件

給付費の算定及び取扱い

サービス費・給付費 3件
各種加算 19件

個別テーマ①

運営規程について／重要事項説明書について（者・児共通）

主な指摘事項

- 重要事項説明書の記載内容が、運営規程の記載内容と異なる。
(例1：運営規程に「食費：250円/1食」と記載しているが、重要事項説明書には「食費：200円/1食」と記載していた。)
(例2：運営規程に主たる対象とする障害の種類を記載しているが、重要事項説明書には当該事項に係る記載がなかった。)
- 運営等の実態が、運営規程の記載内容と異なる。
(例1：運営規程に「営業時間：午前9時30分から午後6時30分」と記載しているが、実際は午前10時から営業していた。)
(例2：運営規程に主たる対象とする障害の種類を記載しているが、重要事項説明書には当該事項に係る記載がなかった。)
- 運営規程又は重要事項説明書に、記載すべき事項が記載されていない。
(例1：運営規程に、施設外就労の実施に係る事項を記載していなかった。)
(例2：重要事項説明書に、第三者評価の実施状況を記載していなかった。)

〈Point〉

- (1) 運営規程の記載内容、重要事項説明書の記載内容、運営等の実態のうち、いずれかに矛盾がある場合や、変更があった場合は、改正又は修正等が必要です。
- (2) 運営規程の記載内容に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に障がい福祉課へ届け出てください。

個別テーマ②

個別（通所）支援計画の作成等について（者・児共通）

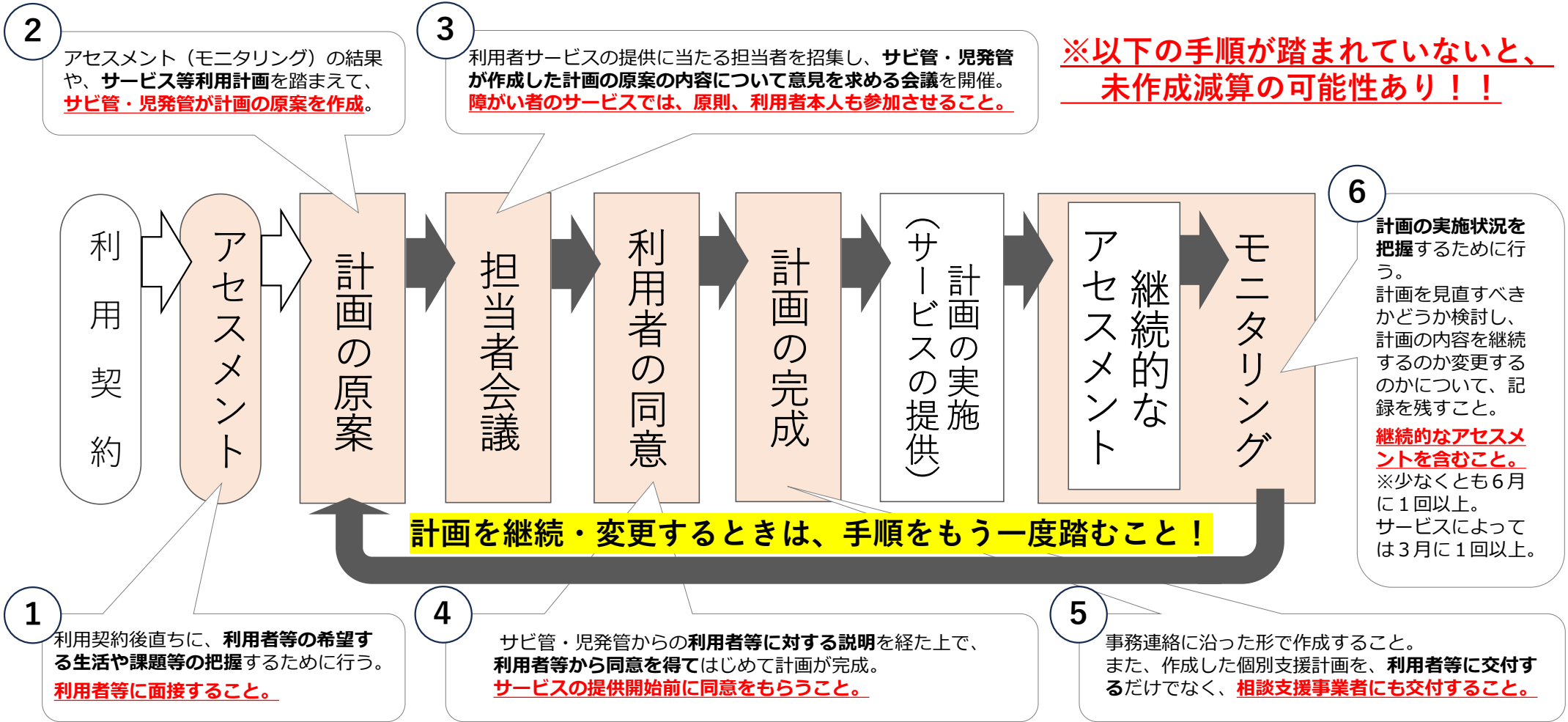
主な指摘事項

- モニタリングにおいて、継続的なアセスメントを実施したことが確認できない。
- 担当者会議において、原案の内容について意見を求めていることが確認できない。

〈Point〉

- (1) 個別（通所）支援計画の作成に関する業務は、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が実施してください。
- (2) アセスメントは、利用者（児）を支援するうえで重要な情報となりますので、計画の原案を作成する前に行い、アセスメントの実施日・実施者、その結果を記録してください。
- (3) 計画の原案作成後は、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が事業所の直接処遇職員を招集し、原案の目標や支援内容について意見を求める会議を開催し、その結果を記録してください。
(相談支援事業所が行う会議（サービス担当者会議）とは異なることに御留意ください。)
- (4) その他、個別支援計画の作成の主な流れについては次ページ【参考】を御確認ください。
また、個別支援計画の記載事項については、事務連絡及び参考様式を御覧ください。

個別支援計画作成の主な流れ



個別支援計画の作成等にかかるチェック表について

対象サービス（者）：療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

（児）：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援

分類	状態	チェック箇所
アセスメント (第2項及び第3項)	事業所としてアセスメントを実施しているか。 (相談支援事業所が行ったアセスメントのみでは不可)	<input type="checkbox"/>
	サビ管・児発管が実施しているか。	<input type="checkbox"/>
	利用者等に面接して行っているか。	<input type="checkbox"/>
	記録しているか。(記録に実施日・実施者を記載しているか)	<input type="checkbox"/>
原案の作成 (第4項)	サビ管・児発管が作成しているか。	<input type="checkbox"/>
	計画が作成されているか。(計画書に作成日・作成者を記載しているか)	<input type="checkbox"/>
	相談支援事業所が作成する最新のサービス等利用計画を踏まえて、計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>
担当者会議 (第5項)	サビ管・児発管が開催しているか。	<input type="checkbox"/>
	計画の原案の内容について、意見を求めた場となっているか。	<input type="checkbox"/>
	事業所でサービスの提供に当たる担当者が出席しているか。	<input type="checkbox"/>
説明・同意 (第6項)	記録しているか。(記録に実施日・出席者を記載しているか)	<input type="checkbox"/>
	サビ管・児発管が説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	「同意日」「同意署名」等を利用者等に記載してもらっているか。	<input type="checkbox"/>
交付 (第7項)	サービス提供開始前に同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>
	利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供開始前に同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>
モニタリング (第8項及び第9項)	サビ管・児発管が実施しているか。	<input type="checkbox"/>
	計画の実施状況(目標の達成度の評価)を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	継続的なアセスメントを含めて実施しているか。 (記録しているか。実施日・実施者を記載しているか。)	<input type="checkbox"/>
	計画を見直すべきかどうかの検討結果(継続又は変更)を記載しているか。	<input type="checkbox"/>
	モニタリングの頻度を守っているか。(3月又は6月に1回以上)	<input type="checkbox"/>
	利用者等に面接して行っているか。	<input type="checkbox"/>
計画の作成にかかる一連の業務	記録しているか。(実施日・実施者を記載しているか。)	<input type="checkbox"/>
	アセスメント ⇒ 案の作成 ⇒ 担当者会議 ⇒ 利用者等への説明及び同意 ⇒ 交付 ⇒ モニタリング、継続的なアセスメント ⇒ 変更 という流れになっているか。	<input type="checkbox"/>

該当するサービスの条項及び解釈通知にてご確認ください。

【参考】

療養介護：第58条
 生活介護：第93条準用する第58条
 施設入所支援：第23条
 自立訓練（機能訓練・生活訓練）：
 第162条を準用する第58条又は第171条を準用する第58条
 就労移行支援：第177条を準用する第58条
 就労継続支援（A型・B型）：
 第187条を準用する第58条又は第202条を準用する第58条
 就労定着支援：第206条の12を準用する第58条
 自立生活援助：第206条の20を準用する第58条
 共同生活援助：第213条を準用する第58条

障害福祉サービス
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令171号）
障害者支援施設
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令172号）

児童発達支援：第27条
 放課後等デイサービス：第71条を準用する第27条
 居宅訪問型児童発達支援：第71条の14を準用する第27条
 保育所等訪問支援：第79条を準用する第27条
 障害児入所支援：第21条（指定福祉型障害児入所施設）
 第57条を準用する第21条（指定医療型障害児入所施設）

障害児通所支援
 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令15号）
障害児入所施設等
 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令16号）

個別テーマ③

令和3年4月制度改正等に係る事項について

主な指摘事項

- 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置が不十分である。
- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が不十分である。
- 身体拘束等の適正化を図るための措置が不十分である。
- 感染症（又は食中毒）が発生し、又はまん延しないようにするための措置が不十分である。
- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための措置が不十分である。

〈Point〉

- (1) 上記の事項に係る措置は、既にすべて義務化されています。
- (2) ハラスメントや虐待が起こっていない事業所、身体拘束を実施していない事業所等においても、すべての措置を講ずる必要があります。
- (3) 報酬請求上の減算規定に係る事項も含まれているので、御注意ください。

個別テーマ④

障害者虐待防止の推進（者・児共通）

主な指摘事項

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない。

- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に（少なくとも1年に1回）開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

〈Point〉

令和4年度から虐待防止措置が義務化されていますが、令和6年度からは虐待防止措置が未実施の事業所に対しては、基本報酬が減算されます。

- (1) 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用を務めてください。また、同委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ってください。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施してください。
- (3) 上記措置を適切に実施するための担当者（虐待防止責任者）を置いてください。
- (4) 事業所の管理者及び虐待防止責任者は、県が実施する虐待防止研修を少なくとも3年に1回、受講してください。

個別テーマ⑤

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化（者・児共通）

〈Point〉

令和6年度からは、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、基本報酬が減算となります。（※経過措置があります。）

(1)研修の定期的な実施

年1回以上行い、記録してください。（新規採用時には別に研修を実施）

(2)訓練の定期的な実施

年1回以上行い、記録してください。（感染症予防の訓練と一体的な実施も可）

(3)定期的な見直し・変更を行ってください。

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定が必要となります。

参考

- **厚生労働省「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」**
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- **厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」**
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

令和3年4月制度改正等に係る基準

【参考】

<p>職場における セクシュアルハラスメントや パワーハラスメントの 防止のための 雇用管理上の措置</p>	<p>虐待の発生又はその再発を防止するための措置</p> <p><u>未実施の場合、改善計画書の提出と、減算の適用が必要となることがあります。</u></p>	<p>身体拘束等の適正化を図るための措置</p> <p><u>未実施の場合、改善計画書の提出と、減算の適用が必要となることがあります。</u></p>	<p>感染症の予防及びまん延の防止のための措置</p>	<p>業務継続計画（非常災害・感染症）に従った必要な措置</p> <p><u>計画未策定の場合、減算を適用する必要があります。</u></p> <p><small>（※ サービスによって、令和7年3月31日又は令和9年3月31日までは、減算を適用しなくてよい場合があります。）</small></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 方針の明確化 ・ 従業員に対する方針の周知・啓発 ・ 相談に対応する担当者の設置 ・ 従業者に対する担当者の周知・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な委員会の開催 ・ 従業者に対する委員会の結果の周知徹底 ・ 従業者に対する定期的な研修 ・ 措置を実施するための担当者の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な委員会の開催 ・ 従業者に対する委員会の結果の周知徹底 ・ 指針の整備 ・ 従業者に対する定期的な研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な委員会の開催 ・ 従業者に対する委員会の結果の周知徹底 ・ 指針の整備 ・ 従業者に対する定期的な研修・訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画の策定 ・ 従業者に対する業務継続計画の周知徹底 ・ 従業者に対する定期的な研修・訓練 ・ 定期的な業務継続計画の見直し・変更

※上記の基準以外にも、非常災害対策計画、安全計画、事業所の支援プログラムなど、策定が義務又は努力義務とされている基準がありますので、併せて御注意ください。

自己評価結果等未公表減算について（児通所）

〈Point〉

- (1) 障害児通所支援事業所において、自己評価結果等の公表及び届出等を実施していない場合は、自己評価結果等未公表減算（所定単位数の15%を減算）が適用される。

定員の遵守について（児通所）

主な指摘事項

- ・定員を超えた受入れが常態化（月4日以上となる月が3月以上継続）している。

〈Point〉

- (1) 定員の変更を検討し、県障がい福祉課へ相談してください。
- (2) やむを得ない事由に該当するかを確認・相談してください。
- (3) 利用者の入退所を機として、利用人数の調整を行ってください。

個別テーマ⑦

児童指導員等加配加算について

主な指摘事項

加配人員が配置されていない状態で、当該加算を請求している。

(例) 定員10名の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせるものを除く。）において、利用児童が9名の場合に、当該日のサービス提供時間を通じて支援の提供に当たる者が児童指導員2名のみ（うち1人は常勤職員）であったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を請求していた。

〈Point〉

- (1) 基準上必要な従業者と、報酬算定のために必要な従業者を確認した上で、当該加算を請求するようにしてください。
- (2) 令和6年度からは加算の内容が大幅に変更されています。算定要件を十分に確認した上で、当該加算を請求するようお願いします。

主な指摘事項

- 処遇改善加算相当額を適切に配分するための賃金改善に関する規定が書面において明確でない。
- 処遇改善加算を原資に賃金改善を行う場合に、対象となる直接処遇職員以外の職員に分配している。
- 職位、職責、職務内容等に応じた任用要件及び賃金体系を就業規則等に定めていない。（処遇改善加算の配分ルールとは別の事項です。）
- キャリアパス要件や職場環境等要件の内容について全ての福祉・介護職員に周知されていることが明確でない。

〈Point〉

- ・ 運営指導では、事業所が県に提出した処遇改善計画書の内容と実態を照合して、確認を行います。
- ・ 計画書にて実施を誓約した事項は、実際に執り行われる必要がありますので、御注意ください。
- ・ 例として、計画書における誓約箇所等を次ページに掲載しておりますので、御確認ください。

処遇改善計画書における誓約事項

【参考】

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	
<input type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	X
<input type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
<input type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 年 月 日 法人名 代表者 職名 氏名

運営指導時に、各項目に係る実績を、根拠資料の確認や聞き取りによって確認します。

計画に記載した内容については、間違いがないことを誓約していただいています。よって、誓約した内容と、実態が大きく乖離することのないよう、各事項については実行されるようお願いいたします。

このほかにも、加算の算定に当たって、遵守いただく要件や、誓約していただく事項がありますので、各事項を確認の上、適切な処遇改善の実施をお願いいたします。

※福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について 別紙様式2-1 より一部抜粋

個別テーマ⑨

障害福祉サービス等情報公表制度について【全サービス】

平成30年4月から、障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることを目的として施行されました。

令和6年度の報酬改定で利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が創設されました。

〈Point〉

指定更新や運営指導等の際に未報告であることが確認され、県が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合は減算が適用されますので、御注意ください。

情報公表未報告減算【新設】

- ・100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

最後に〈まとめ〉

- ◆法令遵守（法令・基準を見る習慣づけ）
- ◆個別支援計画に基づくサービス提供
- ◆記録や記録の保存の必要性・重要性
- ◆個別支援計画・サービス提供記録等の作成は丁寧に
- ◆要件を満たした正しい報酬請求を

今後とも一層より良いサービスの提供をよろしくお願いいたします。